

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が活躍できる雇用環境を整備するため、女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえたうえで、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

- ・ 平成 29 年 1 月 21 日～平成 33 年 3 月 31 日までの期間とする。

2. 当法人の課題

- ・ 全職員に対する女性職員の比率、管理職等の女性割合共に高水準を維持できているが、さらなる女性活躍の場を推進するため、子育て世代の働き方に幅を持たせる必要がある。

3. 目標

- ・ 育児・介護休暇（5 日間取得）分について、時間休付与を実施する。
（5 日間分 … 35 時間及び 5 日分の 40 時間）
- ・ 1 年に 1 人、男性育児休業取得を目指す。

4. 取り組み内容

- 平成 29 年 1 月 取り組みについて、職員への周知徹底（管理職会議等にて文書配布）
- 平成 29 年 2 月 異動希望調査の実施（家庭環境等を考慮し人事異動を行う）
- 平成 29 年 8 月 現状の把握、分析、検討
- 平成 30 年 2 月 現状の把握、分析、検討を行い、事業所別で取得率等を把握する。
異動希望調査の実施（家庭環境等を考慮し人事異動を行う）
※ 翌年以降も、8 月、2 月現状把握、分析、検討を重ねる。
- 平成 33 年 3 月 最終的な評価を行い、新たな課題に向け取り組みを検討する。